

# 平成29年度第4回南関町農業委員会会議録

平成29年7月11日(火)  
午後1時30分開会  
南関町役場第一会議室

## 一、開会宣言

## 二、議事日程

1. 開 会
2. 農業委員憲章朗読
3. 会長挨拶
4. 議事録署名人の指名  
3番 釘 崎 眞貴子 君  
4番 矢 野 房 幸 君
5. 議 事  
第10号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
第11号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
第12号議案 農地利用集積計画の承認について  
第13号議案 非農地化について
6. その他
7. 閉 会

## 三、出席委員は次のとおりである。(11名)

会長 松 村 公 正 君	副会長 竹 島 久 利 君
1番 松 本 泰 典 君	2番 荒 木 勝 治 君
3番 釘 崎 眞 貴 子 君	4番 矢 野 房 幸 君
5番 原 靖 君	6番 山 本 精 武 君
7番 荒 木 茂 君	8番 田 崎 芳 憲 君
9番 北 原 照 代 君	

## 四、欠席委員は次のとおりである。(0名)

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

事務局長 寺本 藤雄 君

書記 上田 賢 君

## 平成29年度第4回南関町農業委員会会議録

### 議事の経過

-----○-----

開会 午後1時30分

#### 1. 開会

○副会長（竹島 久利君） 起立。ただいまから、第4回の農業委員会総会を開会します。礼。

○事務局長（寺本 藤雄君） では、始めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日は、委員皆様全員出席でございますので、総会が成立することをご報告いたします。

-----○-----

#### 2. 農業委員憲章朗読

○事務局長（寺本 藤雄君） それでは、農業委員会憲章朗読を6番、山本委員さん、よろしくお願いいたします。

○6番（山本 精武君） （農業委員憲章は省略）

○事務局長（寺本 藤雄君） はい、ありがとうございました。

それでは、総会開催にあたり、会長挨拶をお願いいたします。

-----○-----

#### 3. 会長挨拶

○会長（松村 公正君） 改めまして、こんにちは。今日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

今年は、梅雨のはじめは少雨ということで、水不足を心配してしまして、なかなか田植えもできないような状態でしたが、今になりまして毎日雨々ということで、毎日のように大雨注意報も出ております。

また、朝倉、日田あたりでは大変な被害が出ているわけございまして、梅雨前線がもうちょっと下がっていたら、南関あたりもどうだったかということを思いますとぞっとするところでございます。

もう長くなく梅雨も明けるかと思いますが、また今後、回ってもらわにやいかんごとになって、農地利用状況調査ですか、これを梅雨明けましたなら、早速今年もやっていたきまして、なるだけ荒廃地の解消、また指導あたりをお願いしたいと思います。また今後は、このあと推進員さんとの合同会議も開催されることになっておりますので、早急に切り上げたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局長（寺本 藤雄君） はい、ありがとうございました。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条により、以降の議事の進行は、松村会長をお願いいたします。

発言するときは、議長の許可を受けなければならないとなっています。携帯電話につきましては、電源を切られるか、マナーモードにされますようお願いいたします。

それでは、会長、お願いいたします。

-----○-----

#### 4. 議事録署名人の指名

○議長（松村 公正君） はい、それでは、議事に入ります前に、議事録署名人の指名をいたします。今回の議事録署名人として、3番、釘崎委員、4番、矢野委員を指名いたします。よろしくお願ひしときます。

-----○-----

#### 5. 議 事

○議長（松村 公正君） それでは、早速審議に入りたいと思います。

第10号議案、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。

第10号議案、農地法第3条第1項の規定による農地の許可申請についてご説明いたします。

1番、受付日、平成29年6月23日、申請番号58号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりで、売買による所有権移転です。

2番と3番は共有の物件に対する申請となります。受付日、平成29年6月23日、申請番号59号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおり、贈与による所有権移転です。

事務局からの説明は以上です。

○議長（松村 公正君） はい、ありがとうございました。

第10号議案は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請2件でございます。

ただいまの説明に関連しまして、現地調査に出向されました委員さんより補足説明をお願いいたします。

まず、原委員、続いて矢野委員、お願いいたします。

○5番（原 靖君） はい、7月3日月曜日に事務局と関東の中河原さんと一緒に行きまして、現地のほうにまいりました。写真の2枚目になりますね、写真は2枚目になります。○○○のちょうど北側の丘を越えた反対側の北側のほうです。現状はも

ともと〇〇〇さんところの牛の餌を作られてたところですけども、現状は去年草切りしたままで、山もまだ荒れてはいませんが危ないところだなあという感じでした。

次に、〇〇〇さんがそれを売買で買われますけども、ぜひとも畑ですので、いつでも耕作できるように、草切り等は年に2回、3回とやっていただきたいなということをお話したところでした。そういうところをちゃんとやっていただければ問題ないと思いますので、審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（松村 公正君） 次の人をお願いします。

○4番（矢野 房幸君） 4番、矢野です。集成図なんですね、一番上にありますけど、7月5日に1時半より事務局の上田さんと島崎推進員さんと3名で現地確認に行っ  
てまいりました。現地は、〇〇〇集落の中を過ぎてからすぐ右側になります。現状は遊休地で、ちょっと草が生えて、竹が何本かちょっと生えてますけど、受人のほう  
が現在農業をしてあって、現在遊休地のような形になっておりますが、現在農業  
をしてある方が受人になっておりますので、遊休地解消にもなるかと思っておりますので、  
審議をよろしく願いいたします。

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。

事務局、委員の説明が終わりました。この件につきまして、何かご意見、ご質問  
ございませんでしょうか。

はい、どうぞ釘崎さん。

○3番（釘崎 眞貴子君） 3番、釘崎です。この2番、3番は、渡人と受人の方は他  
人、全然関係ない方ですか。贈与ということですか、売買じゃなくて。

○事務局（上田 賢君） はい、贈与です。

○3番（釘崎 眞貴子君） はい、分かりました。ありがとうございます。

○議長（松村 公正君） 今の質問。

○事務局（上田 賢君） 譲渡人の方と譲受人の方は他人といたしますか、特に親類関係  
でもなく、贈与による受け渡しというふうになっております。

○議長（松村 公正君） はい、矢野さん。

○4番（矢野 房幸君） はい、1番の案件について、そういった意味じゃなくて、こ  
の持ち主さんて二人おられるということでしょう。（ああ、そっちのほうのあれで  
すかの声） だろう、（うん、持ち主さんの声）

○事務局（上田 賢君） すみません、私が質問を勘違いして受け取っておりました。  
もともと土地の所有者の方がいらっしゃって、その方が亡くなられて、相続で配偶  
者の方と子どもさんが貰われてるという形で、共有名義になっております。

○6番（山本 精武君） 何らかの親戚関係かもしれんですね。そういうことはないで  
すか。譲受人の・・・。

- 事務局（上田 賢君） もともこの譲渡人の方が所有されている農地が、これのほかにあと5筆あるんですけれども、そちらに関しては、農用地区域内農地にあるところで、今回譲受人の方が、中間管理機構の特例事業を使って売買で購入されるようになっております。残りのこの1筆の分が農用地区域内に入っていないものですから、その特例事業のほうが使えないということで、別途、今回贈与という形で譲渡しをされるというような形になっております。
- 6番（山本 精武君） 譲受人の方はしっかり頑張ってますけどね。（後継者もおらすの声） うん、後継者もおるし。この写真だけ見るとハウスのパイプの跡があるんですけど、この写真、現状もパイプの跡はあつとですか。
- 事務局（上田 賢君） パイプの跡と散水機ですか、あれの形もあります。（灌水用のポンプ小屋の声）
- 6番（山本 精武君） 後継者がおられる方が譲り受けられるということは、結構なことだと私は思います。
- 議長（松村 公正君） ほかにございませんでしょうか。  
はい、どうぞ。
- 9番（北原 照代君） 9番の北原です。1番の件ですけれども、この請人の方は農業をされてるんですね、経営面積が大きいからですね。今回の物件は何を作られるんですか。肥培管理ですかね。
- 事務局（上田 賢君） 予定では一応野菜を作られるような形で申請はあがっております。なので作られるだろうと思います。
- 9番（北原 照代君） すみません、今現在経営面積がありますけど、この畑は・・・。
- 事務局（上田 賢君） すみません、これ農地の面積は、田んぼが5反ぐらいなってます。
- 9番（北原 照代君） はい。半分が田んぼ、半々ですね。作っておられるんですか。
- 議長（松村 公正君） 作っとらんごた。
- 事務局長（寺本 藤雄君） 貸してあつとやなかかな。
- 副会長（竹島 久利君） 自分が社長だけが。
- 議長（松村 公正君） そして自分の使うとはそれからもらいよつとやる。
- 9番（北原 照代君） 1件今度は小作地になつとるでしょう。だれかに貸しなつとでしょう。
- 5番（原 靖君） 現状は作れないですね。なかなか。
- 9番（北原 照代君） 譲渡人が家庭の事情があるけん売りなさつとかなあと思つてね。

○5番（原 靖君） それで〇〇〇さんの自宅の近くの田んぼの4反ぐらい僕が作らせてもらってるんですけども、離れたところではできるだけ処分してしまいたいというのが、本人の考えを持っておられる。

○9番（北原 照代君） もう後継者はおんなさらんとでしょう。

○5番（原 靖君） そうです後継者もおんなはらんですね。親父さんも死んだっけんですね。だから処分したいというのが本音だと思います。

（雑談あり）

○議長（松村 公正君） ほかにございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので採決いたします。

第10号議案について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（なしの声）

○議長（松村 公正君） 異議なしと認め、第10号議案は原案のとおり決定いたします。

（雑談あり）

○議長（松村 公正君） 続きまして、第11号議案、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） はい、第11号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用許可申請についてご説明いたします。

1番と2番は同一の申請になります。権利の種類は所有権移転。受付日、平成29年6月23日、申請番号56号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりで、贈与による所有権移転です。転用の目的は、農家住宅の建設です。

事務局からの説明は以上です。

○議長（松村 公正君） はい、ありがとうございます。

11号議案は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請1件でございます。

ただいまの説明に関連して、現地調査に出向されました委員さんよりの補足説明をお願いいたします。

8番委員、田崎委員、お願いいたします。

○8番（田崎 芳憲君） 説明します。3日に地元委員の岩下さんと事務局と3人で現地調査行ってきました。

場所は〇〇〇の記念碑の、この二股の部分が記念碑の手前の一段高い畑です。今、万次郎カボチャとか植えてらっしゃいます。これは親子関係で、息子さんに贈与して家を建てられる。排水の同意とか取れてますので問題ないと思います。

審議をよろしくお願いいたします。

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。

事務局、委員さんの説明が終わりました。この件につきまして何かご意見、ご質問ございませんか。はい、どうぞ。

○5番（原 靖君） 5番の原です。この住宅と農家住宅とは何か違うんですか。住宅と農家住宅。

○事務局（上田 賢君） 個人の一般住宅の場合は、転用の面積が概ね500㎡までというふうになっております。農家住宅の場合は、当然一般住宅に比べると農業用の倉庫等が必要になることから、概ね1,000㎡までが転用の限度というか、認められているような形になりますので、そこでちょっと内容が変わってまいります。

○5番（原 靖君） 農家住宅ならば面積はだから合計1,000㎡までなんですね。ありがとうございます。

○議長（松村 公正君） ほかにございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、採決いたしたいと思います。

第11号議案について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（なしの声）

○議長（松村 公正君） 異議なしと認め、第11号議案は、原案のとおり許可相当であると意見決定いたしました。

続きまして、第12号議案、「農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。

第12号議案、農地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

1番から18番は、すべて同一の申請になります。利用権等の種類は使用貸借権、土地の所在等は記載のとおりで、合計面積は1万8,039㎡、期間は10年間です。

こちらに関しましては、経営移譲年金の受給にかかわるための農地の使用貸借になります。

事務局からの説明は以上です。

○議長（松村 公正君） はい、ありがとうございます。

第12号議案は、農地経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画1件でございます。

事務局からの説明が終わりました。この件について何かご質問ございませんでし



ようか。はい、どうぞ。

○9番（北原 照代君） これは新規ですか。

○事務局（上田 賢君） すみません、利用権としては新規になります。もともと農地法の第3条で貸し借りをされていたのが切れるので、今回利用権の設定でされるので、一応新規という、利用権上は新規という扱いになります。

○9番（北原 照代君） 集積の再設定ではなくて農地法からこちらになるので新規になるわけですね。

○議長（松村 公正君） ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、採決いたします。

第12号議案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（なしの声）

○議長（松村 公正君） 異議なしと認め、第12号議案は原案のとおり承認されました。ありがとうございました。

続きまして、第13号議案、「非農地化について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。

第13号議案、非農地化についてご説明いたします。

資料といたしましては、別紙のこちら一枚紙のほうをご覧ください。

提案理由といたしまして、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断基準に基づき判断したいので、本会の審査を求めるものであります。

なお、本会の審査の結果、非農地に該当すると判断した場合には、その所有者に対し非農地通知書、県法務局等の関係機関に対し、非農地通知一覧表を送付するものであります。今回は、別添のこの資料で提出している3筆になります。関村地区が1筆、上坂下地区2筆の合計3筆で6,694㎡でございます。調査の結果は一覧表の現況状況の所に記載をしております。現況としましては、竹や雑木が確認ができたところです。非農地化の判断基準といたしましては、農地の復元が不可能な土地3筆でした。また、上坂下の2筆に関しましては、農用地区域内の農地、一般的には農振に入っているとされている農地になります。こちらに関しましては、担当課である経済課に非農地としての取り扱いをしても、各種事業に影響がないかの確認を行って、影響がない旨の回答をいただいております。

各種事業というのはどういったものになるかと言いますと、農振に入ってるかどうかの確認をしている南関町農業振興地域整備計画、それと経営所得安定対策事業といたしまして、一般的に転作の関係の事業、それと多面的支払交付金事業、昔は農

地・水と言ってたやつですね。それと中山間直接払交付金事業などが該当いたしますが、今、申し上げたやつには影響がないということで回答いただいております。

以上のことから、農地に該当しないということが適当と判断いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（**松村 公正君**） はい、ありがとうございます。

事務局からの説明が終わりました。この件につきまして、何かご質問ございませんか。

○6番（**山本 精武君**） はい、山本です。これ事務局が再確認に行かれたわけですね。（はいの声）私たちが前回まわって一応出していましたけども、そのうち南関町全体でたくさんあったと思いますけども、その中でこの3筆だけが今回・・・わけですか。

○4番（**矢野 房幸君**） そちらに関しましては、またこのあとある会議でもご説明をするんですけど、農地利用状況調査をしていただいて、B分類、農地への復元ができないといえますか、森林の様を呈してるようなところは、基本的にその年のうちに非農地化をするようになっております。ただ、全部いっぺんにはできないので、昨年度もしていただきましたが、部分的にしているところです。

ただ、それ以外に耕作者や所有者から、ここの農地は非農地化になってるんじゃないかという申請があった場合には、個別で審査をしなければいけないことになっております。今回この3筆に関しまして、その申請がなされていたことから、今回の議案としての提出をさせていただいたところです。

○6番（**山本 精武君**） そういうこと、優先的になったわけですか。

○事務局（**上田 賢君**） そうです。

○6番（**山本 精武君**） なるほど納得しました。というのも私が今まで調査した関係で、ここだけが特別ね、異常に荒らしたたということの印象がないものでね、そこを事務局から聞いた時点で安心しましたので、はい、分かりました。

○議長（**松村 公正君**） ほかにございませんか。

○事務局（**上田 賢君**） すみません、一つ補足の説明をさせてください。

先ほど上坂下の2筆に関しましては、農振に入ってるという、農用地区域に入ってるというご説明をいたしました。今回非農地化を決定したとしても、まだ農振に入ったままになります。なので今後、担当課である経済課のほうで、農用地の区域からの除外、一般的に農振除外というのをお聞きになられたことがあるかと思うんですけども、その作業が完了するまでの間に、もしも何かの事業をされるというようなことが発生した場合には、農振除外の手続等々がまた別途発生いたします。農地転用の許可については必要はないけれどもという形ですね。というのを一応補

足説明としてご説明をさせていただきます。

○6番(山本 精武君) 5番山本ですけど、この土地はもともとあれは入ってなかったんですけども、5年ぐらい前に中山間地のあれに入るためにはそれにならないかんからということで、別の会議で審議してなったわけですよ。そしたら、やっぱり部落の人たちが、共同で管理できんと、結局中山間地でやる場合は、共同体でせんでけんもんですけんね。それはもうできんということで、中山間地を途中でやめたですもんね。

そういういきさつがあつて、この前ね、農振に入ってるけど荒らかしとるところで、私もちょっと複雑な気持ちで現地調査しとったわけですよ。別の審議会にも私、行つともんで、中山間地のお金をもらうためには農振地に入つかないかんということでですね。(今は外してるのの声)今入って、中山間地に入ったわけですよ。(だから今は外してるんですかの声)いやいや、(まだ入ってるの声)それはそのままでしょう。(はい、まだ入ってる状態ですねの声)外したりはめたりはできると思います。(ばってん中山間地はもらいよってよかつかいほんならの声)(それは多分今の分はもらいよんなはらんでの声)いやいや、途中でやめたけんお金も返したと、そこはちょっとはっきりしていませんけれども、今の副町長さんが勧めて、補助金があるけん、管理すつとも手当がでるけん、集団でしたらどうですかということを勧められて、その会議にあがってきたんです。それは4、5年前の話ですけどね。そして入つとられたけど、途中で地区の、それぞれの意見が違うたんでしょうね。そういういきさつがありました。

○議長(松村 公正君) なかなかやっぱり中山間地とか農地・水の絡んどつこはでけんもんですけん。

ほかにございませんか。はい、どうぞ。

○1番(松本 泰典君) 1番の松本です。これは今後登記上は雑種地になつとですか。

○事務局(上田 賢君) 一応非農地通知をお送りするときに、山林で登記をするような形での通知は出します。(山林の声)はい、竹とか書いとけばですね。なので、それで登記をされるかどうかというのは、またご本人さんのほうの意思というか。

○1番(松本 泰典君) 登記自体は個人さんがせなんと。

○事務局(上田 賢君) 一応役場のほうに同意書とかを出していただければ、役場のほうですることも考えますけども、今回は本人さんのほうから申請があがってきてるので、本人さんがされるものだと思います。

○1番(松本 泰典君) 分かりました。

○議長(松村 公正君) そこまで指導をしてください。

○事務局(上田 賢君) はい、そこまでは指導を行う予定です。

○1番（松本 泰典君） 本人の希望でよかていうことたい。例えば山林にしてください、雑種地にしてください。

○事務局長（寺本 藤雄君） 雑種地はだめですね。山林か原野どっちか。それは登記官が写真とか見て決めます。どっちがよかかは。

○議長（松村 公正君） 大体竹とか雑木だけん、山林ていうことが間違いなかって思うですたいね。

○1番（松本 泰典君） 1回非農地化でそれでやった場合は、もう元には戻れんていうことたいな。

○事務局（上田 賢君） 農地へのですかね。（うんの声）そうですね、農地として復元されたなら農地台帳に載せることもできるかなど。ただ現況が山になっているので、それを農地台帳のほうに載せるということはないということです。

○議長（松村 公正君） ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、採決いたします。

第13号議案、非農地に判断することにご異議ありませんか。

（なしの声）

○議長（松村 公正君） はい、異議なしと認め、非農地化に判断することに意見決定いたしました。

-----○-----

## 6. その他

○議長（松村 公正君） 続きまして、その他の報告等はございませんか。

○事務局（上田 賢君） いや、特には事務局はございません。

○議長（松村 公正君） 皆さんからご質問等はございませんでしょうか。

（ありませんの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、お諮りいたします。

本日の議決事件の字句の整理を議長に一任していただきたいと思いますが、異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） 異議なしと認め、処理することにいたしました。

皆さん方には慎重審議いただきましてありがとうございます。これをもちまして、議長席を下りさせていただきます。

どうもありがとうございました。

-----○-----

## 7. 閉 会

○事務局長（寺本 藤雄君） はい、ありがとうございました。

では、閉会を副会長、お願いいたします。

○副会長（竹島 久利君） 起立。これをもちまして第4回の農業委員会総会を閉会します。礼。

-----○-----

閉会 午後2時02分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人